

八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会の概要について

1 目的

スポーツを通じた人材の育成、健康寿命の延伸及びスポーツ産業の振興による地域の活性化に向け、平成 31 年 3 月に策定した八戸市スポーツ推進計画における事業進捗等を調査審議することを目的とする。

2 審議内容

(1) 八戸市スポーツ推進計画について重要な事項の調査審議に関すること。

(2) スポーツによる人材育成、健康づくり及びまちづくりの推進に関し必要な事項について意見を述べること。

3 委員構成

学識経験者、スポーツ団体関係者、まちづくりに関する有識者、公募に応じた者等
合計 10 人程度

4 委員会の開催予定等

(1) 委嘱期間 委嘱の日から 2 年

(2) 開催回数 原則として年 1 回

(参考)

八戸市スポーツ推進計画の概要

1 計画期間

平成 31 年度から令和 10 年度までの 10 年間

2 計画の位置づけ

スポーツ基本法第 10 条に規定する「地方スポーツ推進計画」に位置付けられ、国が策定した「スポーツ基本計画」を参酌し、策定したもの。

3 基本方針

誰もががスポーツを「楽しみたくなる街」の実現と「氷都八戸」の新生
～ 一年を通じてスポーツを「したくなる」、「みたくなる」、「ささえたいくなる」多様なスポーツ文化の推進と創造 ～

4 基本目標

(1) 誰でも楽しめる「生涯スポーツ」とアスリート育成に向けた「競技スポーツ」の一体的な推進

(主な目標達成のための施策)

- ・子どものスポーツ機会の充実と体力向上
- ・スポーツ関係団体、プロスポーツチーム、大学との連携による様々なスポーツを体験できるスポーツ機会の提供 等

(2) 「スポーツ」と「まちづくり」が連携した新たな産業の創造による地域活性化

(主な目標達成のための施策)

- ・スポーツ施設の新設に合わせた継続的な競技大会・イベントの開催
- ・地域一丸となったスポーツへの興味・関心を高めるための環境づくり 等

(3) 多様な主体と連携した一元的なスポーツ事業の運営・管理共同体の構築、人材育成の強化・推進

(主な目標達成のための施策)

- ・市のスポーツ施設・環境の特性を活用した大会・合宿の誘致
- ・地域スポーツを「ささえる」人材・環境の強化 等